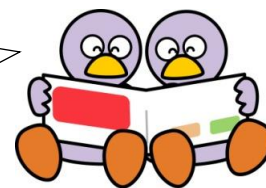


藤高校の学費に関するお知らせ

3年生

事務室へお問い合わせの多い件についてまとめました。
生徒さんは、必ず保護者の方へ渡してくださいね！



R8. 4.22 事務室作成

1. 口座振替のお知らせ

令和8年度の授業料等口座振替は以下の予定です。振替日の前日(休日を除く)までに預金口座をご確認いただき、資金不足による振替不能とならないようご注意ください。

振替月	振替日	本校の振替内容	振替額	
			普通科	外国語科
5月期	5/26(火)	諸会費(4、5、6月分)	¥22,833	¥26,733
6月期	6/26(金)	諸会費(7、8、9月分)	¥22,833	¥26,733
7月期	振替なし		¥0	¥0
8月期	8/26(水)	授業料(4、5、6月分)	¥29,700	¥29,700
9月期	9/25(金)	諸会費(10、11、12月分)	¥22,833	¥26,733
10月期	10/26(月)	諸会費(1、2、3月分)	¥22,833	¥26,733
11月期	11/26(木)	授業料(7、8、9月分)	¥29,700	¥29,700
12月期	12/25(金)	授業料(10、11、12月分)	¥29,700	¥29,700
1月期	1/26(火)	授業料(1、2、3月分)	¥29,700	¥29,700
2月期	振替なし		¥0	¥0
3月期	振替なし		¥0	¥0

※高等学校就学支援金を支給しないことが確定した方については、授業料の振替を行います。

※諸会費の振替額は「振替手数料33円」が加わった金額となっています。

※授業料無償化の今後の手続き等については改めて御案内します。

諸会費内訳

	学科	PTA	後援会	空調費	生徒会	学年費	手数料	合計
月額	普通科	150	1,950	0	670	4,830	—	¥7,600
	外国語科	150	1,950	0	670	6,130	—	¥8,900
1回あたり (3か月分)	普通科	450	5,850	0	2,010	14,490	33	¥22,833
	外国語科	450	5,850	0	2,010	18,390	33	¥26,733
年額	普通科	1,800	23,400	0	8,040	57,960	132	¥91,332
	外国語科	1,800	23,400	0	8,040	73,560	132	¥106,932

※PTA・後援会・空調費の会費については、現時点における予定の金額です。正式には、5月に実施されるPTA・後援会総会の議決を経て決定します。予めご了承ください。

2. 学費の種類について

(1) 入学料【埼玉県に納める】

- 本校入学時に1回のみ支払う。金額は5,650円。
- 減免制度あり。「保護者の市民税が非課税」「家計急変」「被災」などの許可条件がある。

(2) 授業料【埼玉県に納める】

- 月額 9,900円 × 12月 = 年額 118,800円
- 年4回に分けて口座振替する。
- 「就学支援金」を申請し、県の審査を経て許可されると、**納入不要**となる。
(保護者ではなく、国から埼玉県へ直接 授業料相当額が支給される。)

(3) 諸会費【蕨高校に納める】

- 普通科 : 月額 7,600円 × 12月 = 年額 91,200円
- 外国語科 : 月額 8,900円 × 12月 = 年額 106,800円

PTA会費 … PTA(全保護者と職員が会員)の活動に必要な費用
後援会費 … 公費で賄いきれない備品購入・行事補助・施設修繕に必要な費用
空調費 … HRや特別教室など、PTAが設置したクーラーの運転・維持費用
生徒会費 … 部活や委員会など、生徒会(全校生徒が会員)の活動に必要な費用
学年費 … 修学旅行の積立や学年で購入する教材等に必要な費用

- 年4回に分けて口座振替する。
- 諸会費のうち、PTA会費・後援会費のみ減免制度あり。
減免許可後は、生徒会費と学年費(及び振替手数料)だけの合計額が引き落とされる。

3. 減免制度について

(1) 就学支援金

しゅうがくしえんきん



支出がなくなる!

- 「就学支援金」とは、年額118,800円の授業料を納める必要がなくなる制度です。
- 所得制限が撤廃されたため、大部分の方が認定されます。
ただし、日本国籍以外の方については、在留資格等の要件があります。

(2) 減免

げんめん



支出がなくなる!

- 「減免」とは、年収が非課税相当(両親合算)の世帯など一定の条件を満たせば、入学料、授業料、諸会費の一部の納入を免除されるという制度です。
ただし、授業料については前項の「就学支援金」制度が優先されて無償となります。
- 毎年申請が必要です。許可前に引き落とされた諸会費は後日返金致します。
下記「4 諸会費の減免申請について」をご参照ください。

(3) 奨学のための給付金

しゅうがく

きゅうふきん



収入が増える!

- 「奨学のための給付金」とは、返還不要の給付金を受給できる制度です。
これまでは、生活保護又は両親とも非課税の世帯が対象でしたが、令和8年度から要件が緩和され、より多くの方が給付金を受給できる見込みです。
- 詳細は改めて御案内します。
早期給付については、すでに御案内済みです。

(4) 埼玉県高等学校奨学金

さいたまけん

こうとうがっこう

しゅうがくきん



お金を借りられる!

- 「奨学金」とは、住民税 所得割額(両親合算)が県の定める基準額以下の世帯であれば、入学一時金として100,000円、月額奨学金として25,000円を限度に貸与される制度です。
前項までの制度とは異なり、**卒業後に返済が必要**なので御留意ください。
- 先生が窓口となって申請を受け付けています。希望する場合は、担任または奨学金担当の先生へ申し出て、「奨学金申請」書類セットを受け取ってください。
- 埼玉県の奨学金以外にも、「あしなが育英会奨学金」「交通遺児育英会奨学金」等があります。
こちらも、詳しくは担任または奨学金担当の先生へお問い合わせください。

4. 諸会費の減免申請について

諸会費(PTA会費・後援会費)の減免申請について、
下記のとおりご案内申し上げます。なお、生徒会費と学年費は減免の対象ではありません。

1. 対象者

- (1) 保護者の両方とも、令和8年度の市町村民税所得割が非課税相当の者(入学料は非課税の者)
- (2) 教育長が授業料減免規程で定める「納入が困難な者」(下記①～③のいずれか)に該当する者
 - ① 児童養護施設等に入所している者、または里親に委託されている者、又は児童自立生活援助事業を行う者に委託されている者。
 - ② 保護者が受給している児童扶養手当の額が基準額以上の者
 - ③ 生活保護を受給している世帯に属する者(高等学校就学費(生業扶助)受給者を除く)
- (3) 入学日以前1年以内に保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、納入が困難な者
- (4) 入学日以前1年以内に保護者が死亡、または長期の傷病にかかったため、納入が困難な者
- (5) 令和7年1月以降に保護者の失職・退職・転職・収入減により家計が急変したため、
納入が困難な者
- (6) 令和8年1月以降に保護者の離別や変更により、無収入または著しく収入が減少したため、
納入が困難な者

2. 申出期限

令和8年6月12日(金)

までに事務室窓口申し出てください。(生徒本人でも保護者の方でも結構です。)

申請書等の書類をお渡しいたします。

なお、ご記入いただいた書類の提出期限は6月19日(金)です。

R8年4月現在の制度を基に、
極力わかりやすいよう作りました。
今後、金額や日程の変更があれば、
その都度お知らせします！



このお知らせは、蕨高Webサイトの「事務室より」メニューからも、カラーで閲覧・印刷できます。



がんばる蕨高生☆応援中!

※御不明な点がございましたら、事務室・学費担当までお問合せください。